

議第227号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則第3号の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における定額給付金給付事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、平成22年5月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

定額給付金給付事業特別会計を廃止する必要があるので提案する。